

# 公益信託制度改革等に伴う所要の措置

## <改正のポイント>

### 1.趣旨・背景

公益信託法が改正され、新しい公益信託制度が2026(令和8)年4月1日より開始する予定である。

改正前の公益信託制度は社会的課題解決のための民間公益活動の主体として公益法人と同様の機能を有するとされるが、**活用が低調であった。**

その理由として、**主務官庁制により許可監督の基準・運用が不統一、信託財産が金銭に限られる、適正な報酬が得られず受託者にとって推進のインセンティブが働きにくい、公益信託が一般に知られていない**等があげられる。

### 2.内容

新公益信託制度に関する税制措置については、現行の公益法人並みの税制とすることをコンセプトに、令和6年度税制改正で手当てがなされたものの、**一部未対応の部分について令和7年度改正で手当て**がされる。

- ①公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得の非課税制度の**承認特例の対象に公益信託の追加**
- ②公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得の非課税制度の**特定買換資産の特例の対象に公益信託を追加**
- ③公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得の非課税制度の**承認取消時において、受託者の固有財産に係る所得等とは区分して課税する措置**
- ④非営利型一般法人の**残余財産の帰属先に公益信託を追加**

## <改正のポイント>

### 3.適用時期

公益信託に関する法律の施行日より適用される(2026(令和8)年4月1日施行予定)

### 4.影響

新しい公益信託制度では、認可を受けたすべての公益信託が公益法人並みの税制優遇を受ける制度になる（寄付者の優遇措置、譲渡所得非課税、受託者の信託財産に生じる所得の非課税等）。

公益信託の特徴として理事会等の機関設置が不要、事務所の設置が不要であることなどから公益法人と比較し小規模な財産を公益目的に用いることに適しているといわれており、今後社会的課題解決のための選択肢として活用されることが期待される。

### 5.実務のポイント

(1)2025(令和7)年夏頃に策定される、政令・内閣府令、公益信託ガイドライン、公益信託会計基準の内容

(2) (1)における受託者・信託管理人の報酬の基準の具体的内容

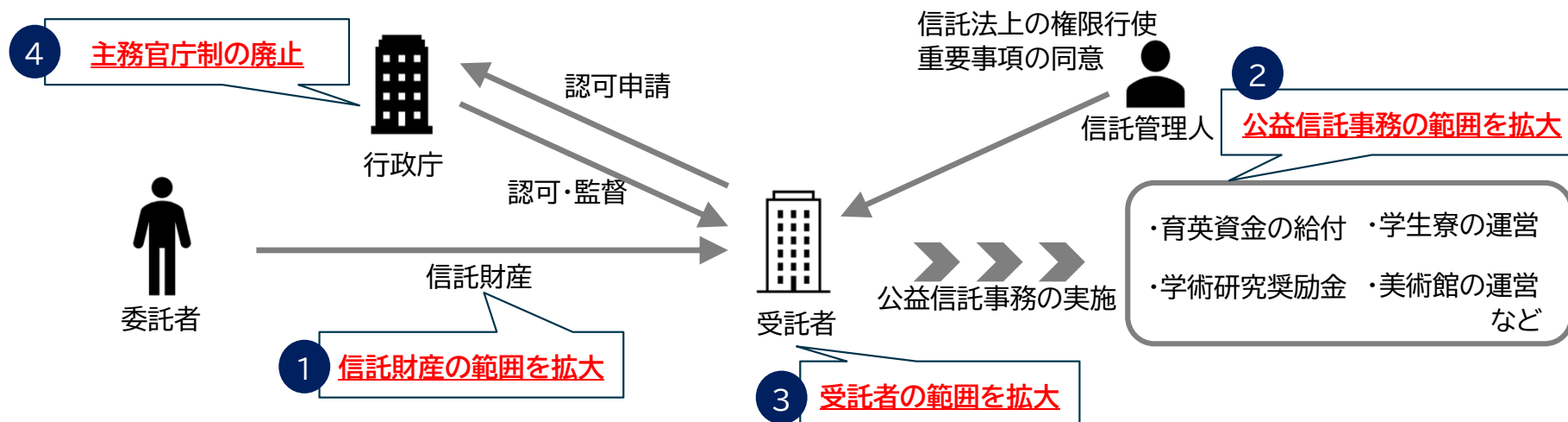
(3) (1)におけるモデル公益信託契約の内容

(4) 信託業法との関係の整理

# 1. 改正の趣旨・背景

## (1) 新しい公益信託制度

公益信託は、委託者から受託者に託された信託財産を用いて、受託者が委託者の想いに沿った公益活動を持続的に行う仕組みである。公益信託制度が抜本的に見直され、より使い勝手の良い仕組みとなる。



公益信託制度の改正		改正前	改正後
1	信託財産の範囲を拡大	事実上、 <b>金銭</b> に限定 (特定公益信託、認定特定公益信託)	金銭に加え、 <b>有価証券、不動産、美術品等</b> を信託財産にすることが可能
2	信託事務の範囲を拡大	主に <b>助成</b>	助成に加えて、助成以外のさまざまな公益的活動が可能 ( <b>学生寮・美術館の運営</b> など)
3	受託者の範囲を拡大	事実上、 <b>信託会社</b> に限定 (特定公益信託、認定特定公益信託)	認可基準を満たせば、信託会社に加え <b>公益法人・NPO法人等</b> も受託者になることが可能。法人に限らず <b>個人</b> も受託者になることが可能。
4	主務官庁制の廃止	<b>主務官庁</b> による許可・監督	公益信託の認可・監督が <b>公益法人と同一の行政庁</b> に一元化され、 <b>認可・監督の基準も統一</b> される。

# 1. 改正の趣旨・背景

## (2) 公益信託制度の見直し(公益信託の種類)

旧制度は、**旧公益信託法、公益信託の引受け許可審査基準、税法により3つの類型**に区分され、類型ごとに課税関係が異なる。新制度は税法では定めをおかず**新公益信託法のみで規定され、1つの区分となる。**

旧公益信託制度(3区分)		新公益信託制度(1区分)
<p>①公益信託</p> <p>・旧公益信託法 ・審査基準 等</p>	<p>&lt;公益信託&gt;</p> <p>受益者の定めがないこと、学術等公益目的であること、主務官庁の許可を受けること等</p> <p>※説明の便宜上、①公益信託を「一般の公益信託」と表現する。</p>	<p>公益信託</p> <p>・新公益信託法</p>
<p>↓ 主務大臣の証明</p> <p>②特定公益信託</p> <p>・税法</p>	<p>&lt;特定公益信託&gt;</p> <p>公益信託のうち、次の事項等が信託行為において明らかであり、<b>受託者が信託会社であること</b>の要件を満たすことにつき主務大臣の証明を受けたもの</p> <p>・<b>信託終了時に信託財産が国・地方公共団体に帰属</b>、類似の公益信託として継続すること</p> <p>・信託財産受け入れる資産は<b>金銭に限られる</b></p> <p>・信託財産の<b>運用は預貯金・国債等に限られる</b></p>	
<p>↓ 主務大臣の認定</p> <p>③認定特定公益信託</p> <p>・税法</p>	<p>&lt;認定特定公益信託&gt;</p> <p>特定公益信託のうち次に掲げるものを信託目的とし、相当と認められる業績を持続できることにつき主務大臣の認定を受けたもの(認定を受けた日の翌日から5年を経過していないものに限る)</p> <p>・科学技術に関する試験研究への<b>助成</b></p> <p>・人文科学の諸領域の優れた研究への<b>助成</b></p> <p>・学校教育への<b>助成</b>・<b>学資の支給</b> 等</p>	

# 1. 改正の趣旨・背景

## (3) 公益信託税制の見直し(令和6年度税制改正)



令和6年度税制改正では、公益法人と共通の枠組みで公益認可・監督を受けることを踏まえて、公益信託やこれに寄付を行う個人・法人に対する課税等につき、**公益法人並みの税制上の措置が講じられた。**

		改正前	改正後
① 抛出時	寄付税制	<p>個人</p> <p>個人が旧公益信託の信託財産として財産を抛出した場合には、<b>認定特定公益信託に限り寄附金控除(所得控除)</b>の対象とする。</p> <p>法人</p> <p>法人が旧公益信託の信託財産として財産を抛出した場合には、一般の公益信託は<b>損金不算入</b>、特定公益信託は<b>一般寄附金</b>、認定特定公益信託は特定<b>公益増進法人と同様の別枠損金算入</b>とする。</p>	<p>個人</p> <p>個人が新公益信託の信託財産として財産を抛出した場合には<b>寄附金控除(所得控除)の対象</b>とする</p> <p>法人</p> <p>法人が新公益信託の信託財産として財産を抛出した場合には、<b>特定公益増進法人に対する寄付金と同様の別枠損金算入</b>とする</p>
	譲渡所得	<p>みなし譲渡</p> <p>個人が旧公益信託に財産を抛出した場合に、<b>みなし譲渡の対象となるかについて不明確</b>であった。特定公益信託・認定公益信託については抛出財産が金銭に限られており論点にならなかったと推測される。</p>	<p>新公益信託の委託者である個人が財産を信託した場合、<b>委託者から受託者に対して贈与(※)があったものとして取り扱うことが明確</b>にされた(受託者が法人の場合は改正前の「法人に対する贈与」に該当)。(※)贈与税は非課税</p> <p>みなし譲渡の対象となる事由に<b>公益信託の受託者である個人に対する贈与</b>が追加された。</p>
	非課税	<p>旧公益信託は、公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得の非課税措置の<b>対象に含まれていない。</b></p>	<p>新公益信託が、公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得の非課税措置の<b>対象に追加</b>された(一般特例に限り、<b>承認特例を除く</b>)。</p>
	相続財産寄付	<p>旧公益信託のうち<b>認定特定公益信託のみ</b>が、公益法人等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税措置の対象に含まれる(ただし対象財産は金銭に限る)。</p>	<p>新公益信託が、公益法人等に対して相続財産を贈与した場合の<b>相続税の非課税措置の対象に追加された。</b></p> <p>対象財産は<b>金銭に限定しない</b>こととされた。</p>

# 1. 改正の趣旨・背景

## (3) 公益信託税制の見直し(令和6年度税制改正)



		改正前	改正後
② 運用時	所得税	旧公益信託の信託財産から生じる所得については <b>所得税を課さない</b> こととされている。	旧公益信託と同様に新公益信託の信託財産から生じる所得についても <b>所得税を課さない</b> こととされた。
	法人税	旧公益信託のうち一般の公益信託については、委託者が信託財産を有するものとみなして <b>委託者に課税される</b> 。特定公益信託及び認定特定公益信託については <b>委託者・受託者段階では課税されない</b> 。	委託者が信託財産を有するものとみなす取扱いが廃止される。 新公益信託については、 <b>委託者・受託者段階では課税しない</b> こととされた。
	納税義務者	旧公益信託のうち一般の公益信託については、委託者が信託財産に係る取引を行ったものとみなして <b>委託者に消費税が課税される</b> 。 特定公益信託・認定特定公益信託については、 <b>受託者に消費税が課税される</b> 。	委託者が信託財産に係る取引を行ったものとみなす取扱いが廃止され、新公益信託については、 <b>受託者に消費税が課税される</b> 。
	消費税	申告単位は、受託者の当該信託財産と受託者の固有財産を <b>まとめて申告・納税</b> をする。	申告単位は、 <b>各信託財産・受託者の固有財産ごとに別の者とみなして、それぞれ別に申告納付をする</b> 。 事業者免税点・簡易課税制度の適用にあたっては各信託財産・受託者の固有財産を合算して判定を行う。
	国等の特例	旧公益信託は、国・地方公共団体・公共法人等に適用される特定収入がある場合の仕入控除税額の調整措置の <b>対象外である</b> 。	新公益信託は、国・地方公共団体・公共法人等に適用される特定収入がある場合の仕入控除税額の調整措置の <b>対象に追加された</b> 。

# 1. 改正の趣旨・背景

## (3) 公益信託税制の見直し(令和6年度税制改正)



		改正前	改正後
③ 給付時	受託者個人 ↓ 受給者個人	旧公益信託の委託者が個人の場合、 <b>受給者(個人)に贈与税が課税</b> される。ただし特定公益信託・認定公益信託の場合であって <b>学資を目的とする場合は非課税</b> となる。	<b>受託者の属性(個人・法人)に関わらず</b> 、受給者個人が新公益信託の信託財産から給付を受けた場合は <b>所得税(一時所得等)が課税</b> される。 <b>学資を目的とする場合等は非課税</b> となる。
	受託者法人 ↓ 受給者個人	旧公益信託の委託者が法人の場合は <b>所得税(一時所得等)が課税</b> される。 <b>学資を目的とする場合等は非課税</b> となる。	
	受給者法人	<b>法人税が課税される</b> 。公益法人等の場合は収益事業の収益の場合のみ課税される。	<b>法人税が課税される</b> 。公益法人等の場合は収益事業の収益の場合のみ課税される。
④ その他	委託者の死亡	相続税法上、旧公益信託の委託者は公益信託の信託財産を保有するものとみなされていた。 <b>一般の公益信託の委託者が死亡した場合には相続税が課税される</b> 。 特定公益信託・認定公益信託の委託者が死亡した場合は課税価格がゼロとみなされて結果相続税が課税されない。	委託者が公益信託の信託財産を保有するものとみな取扱いが廃止された。 <b>公益信託の委託者が死亡した場合には相続税は課税されない</b> 。

## 2. 改正の内容(令和7年度税制改正)

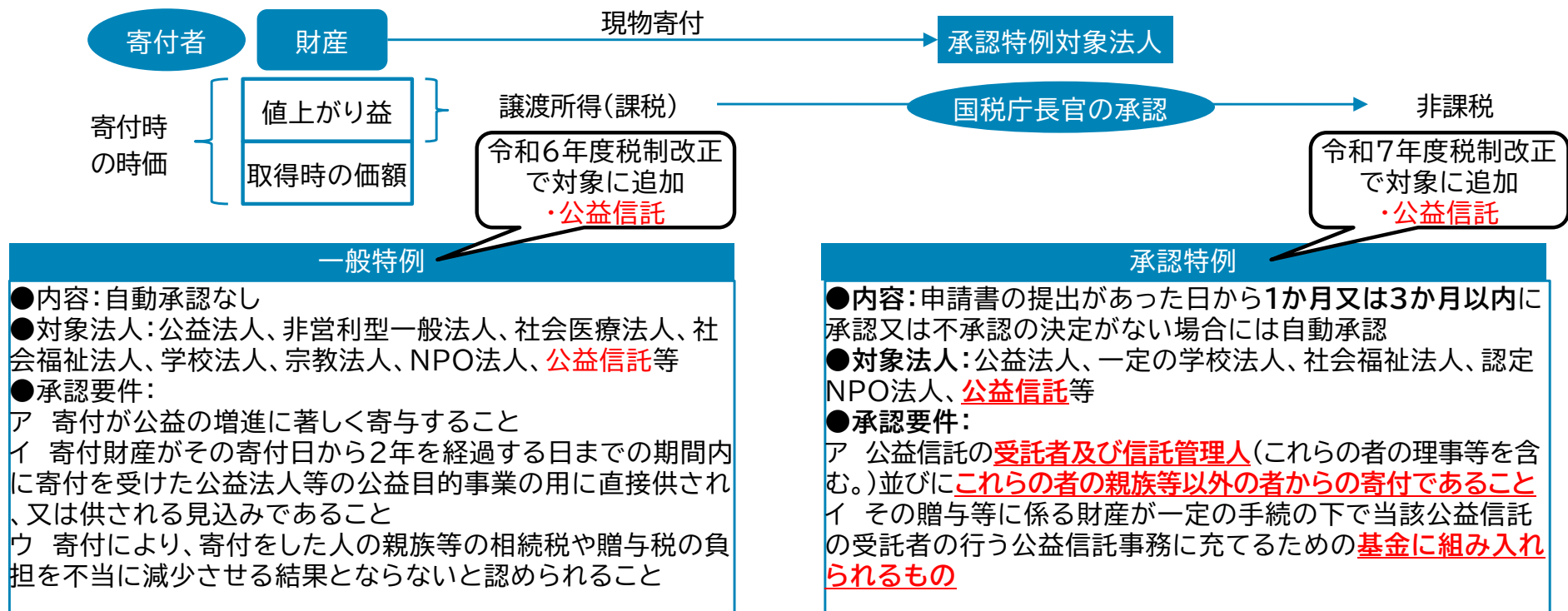
### (1)承認特例へ公益信託の追加

#### (公益法人等へ財産を寄附した場合の譲渡所得の非課税措置)

個人が公益法人等に対して財産を贈与又は遺贈(以下「贈与等」という)した場合の譲渡所得等の非課税措置(以下「譲渡所得等の非課税措置」という)のうち承認特例の対象範囲に、公益信託の受託者に対するその信託財産とするための贈与等で次を満たすものを加える。

ア 当該公益信託の受託者及び信託管理人(これらの者の理事等を含む。)並びにこれらの者の親族等以外の者からのもの

イ その贈与等に係る財産が一定の手続の下で当該公益信託の受託者の行う公益信託事務に充てるための基金に組み入れられるもの





## 2. 改正の内容(令和7年度税制改正)

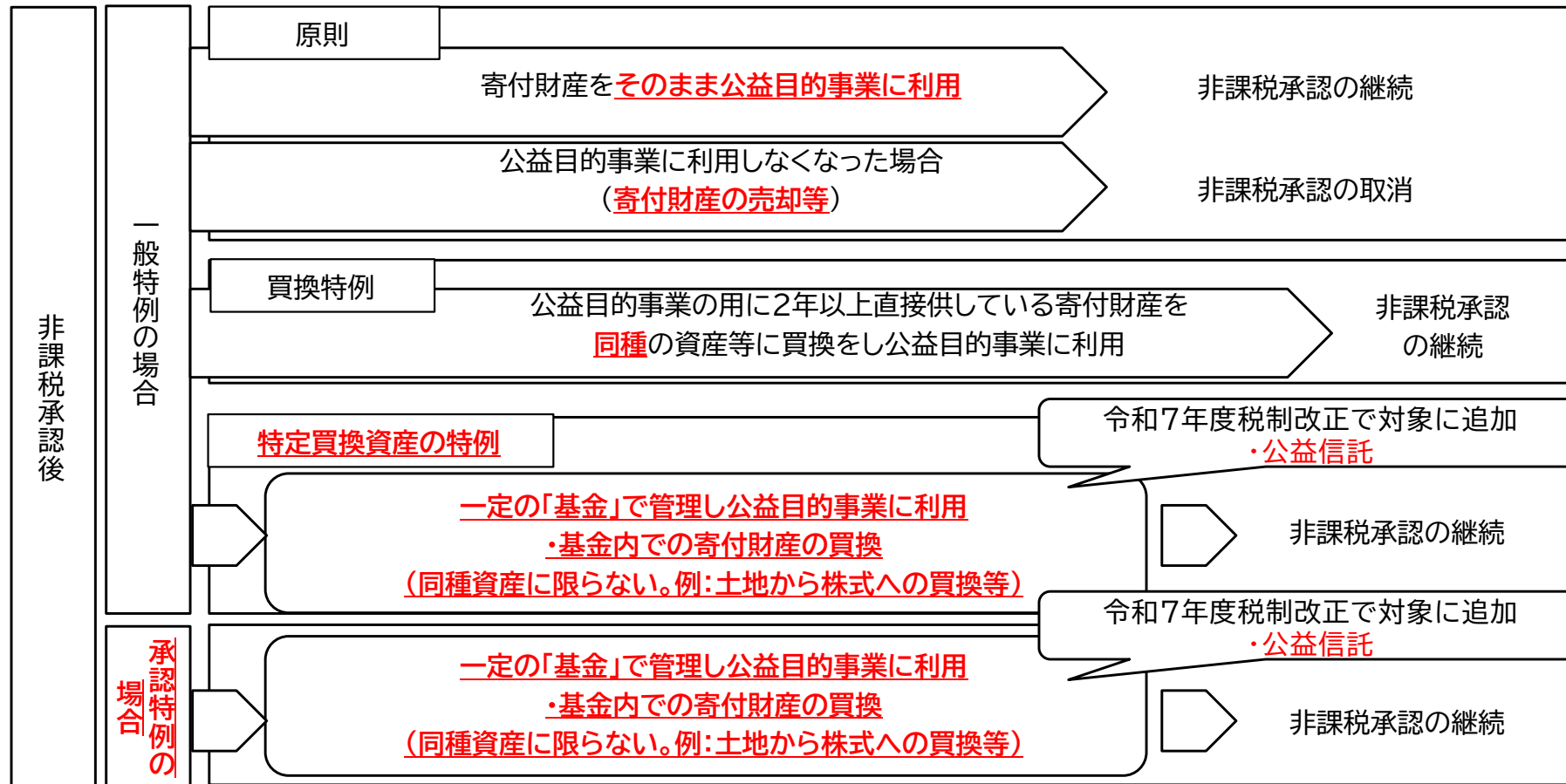
### (2) 特定買換資産の特例への公益信託の追加

(公益法人等へ財産を寄附した場合の譲渡所得の非課税措置)

譲渡所得等の非課税措置の特定買換資産の特例の対象範囲に**公益信託が追加される。**

一定の手続の下で当該公益信託の受託者の行う公益信託事務に充てるための基金に組み入れられるものを加える。

<寄付財産の買換イメージ>



## 2. 改正の内容(令和7年度税制改正)

### (3)非課税承認取消時の受託者への課税の措置

#### (公益法人等へ財産を寄附した場合の譲渡所得の非課税措置)

譲渡所得等の非課税措置について、非課税承認の取消により公益信託の受託者に対して所得税を課税する場合には、当該取消により生じた信託財産に係る所得について、**当該受託者の固有財産に係る所得等とは区別して課税する**こととするほか、所用の措置を講ずる。

### (4)非営利型一般法人の残余財産帰属先への公益信託の追加

法人税法上の非営利型一般法人の要件のうち、残余財産の帰属先に関する要件について、**その残余財産の帰属先として認められるものの範囲に公益信託の信託財産を加える。**